○富山県林道条例

昭和39年３月28日
富山県条例第51号
改正　昭和39年７月１日条例第73号
昭和39年10月５日条例第84号
昭和40年３月27日条例第12号
昭和43年３月23日条例第16号
昭和50年３月15日条例第21号
昭和52年３月25日条例第18号
昭和55年３月25日条例第20号
昭和56年３月24日条例第20号
昭和61年３月25日条例第23号
昭和62年３月14日条例第15号
平成元年３月25日条例第30号
平成５年３月26日条例第22号
平成６年３月28日条例第16号
平成７年３月17日条例第４号
平成７年６月30日条例第35号
平成８年３月27日条例第16号
平成９年３月26日条例第３号
平成11年３月17日条例第20号
平成11年12月22日条例第49号
平成12年３月24日条例第22号
平成15年６月30日条例第39号
平成17年３月25日条例第70号
平成26年３月26日条例第21号
平成31年３月15日条例第９号
令和４年３月25日条例第30号
令和８年３月25日条例第６号

〔富山県林道有峰線条例〕を公布する。

富山県林道条例

（昭39条例84・改称）

（趣旨）

第１条　この条例は、富山県林道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（昭39条例84・一部改正）

（設置）

第２条　林産物の運搬と林業経営の振興を図るため、富山県林道（以下「林道」という。）を設置する。

（昭39条例84・一部改正）

（名称及び区間）

第３条　林道の名称及び区間は、次のとおりとする。

名称	区間
富山県林道有峰線	(1)　小見線　富山市亀谷から同市有峰猪根に至るまでの間
	(2)　湖周線　富山市有峰猪根から同市有峰東谷及び西谷を経て同市有峰猪根に至るまでの間
	(3)　大多和線　湖周線から分岐して富山市有峰大多和峠に至るまでの間
	(4)　小口川線　富山市水須から同市有峰祐延貯水池を経て同町不動谷に至るまでの間
	(5)　東谷線　湖周線から分岐して富山市有峰飛越トンネル内岐阜県境に至るまでの間
富山県林道真川線	(1)折立線　林道有峰線の湖周線から分岐して富山市有峰新折立トンネル有峰側入口に至るまでの間
	(2)真川線　富山市有峰新折立トンネル有峰側入口から同市有峰湯川谷に至るまでの間

（昭39条例84・全改、昭43条例16・平６条例６・平７条例35・平17条例70・一部改正）

（使用料）

第４条　林道を使用する者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

（占用の許可）

第５条　林道に次の各号のいずれかに該当する工作物又は施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して林道を占用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(1)　林産物又は鉱産物の集積場又は積載施設

(2)　工事用施設又は工事用材料置場

(3)　電柱、電線又は高圧線

(4)　用排水路、導水管又は下水道管

(5)　通路

(6)　前各号に掲げる施設に類する施設

２　知事は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（占用料）

第６条　前条の規定により占用の許可を受けた者は、占用料を納めなければならない。

２　占用料の額については、富山県道路占用料条例（昭和37年富山県条例第15号）第２条の規定の例による。

（平元条例30・平26条例21・一部改正）

（使用料等の徴収方法）

第７条　使用料及び占用料は、現金で徴収する。

（使用料等の減免）

第８条　知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は占用料を減免することができる。

（使用料等の還付）

第９条　すでに徴収した使用料又は占用料は、還付しない。ただし、知事は、災害その他特別の理由により林道を使用又は占用することができないと認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を還付することができる。

（昭40条例12・一部改正）

（占用者の守るべき事項）

第10条　林道の占用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

(1)　占用目的以外に使用しないこと。

(2)　林道の施設、設備等の現状を変更しないこと。

(3)　占用する権利を他に譲渡しないこと。

(4)　その他知事が指示した事項

（損害賠償）

第11条　林道を使用又は占用した者が故意又は過失により林道を損傷したときは、これに

よつて生じた損害を賠償しなければならない。

（細則）

第12条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（昭62条例15・旧第12条繰下、平17条例70・旧第13条繰上）

（罰則）

第13条　第５条第１項の規定に違反して林道を占用した者又は第10条の規定に違反した者は、５万円以下の過料に処する。

２　林道を使用又は占用した者が詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（昭62条例15・旧第13条繰下、平７条例４・平11条例49・一部改正、平17条例70・旧第14条繰上）

附　則

１　この条例は、昭和39年４月１日から施行する。

２　この条例施行の際現に林道に占用している者は、第５条の規定により知事の許可を受けた者とみなす。

附　則（昭和39年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和39年条例第84号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和40年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年条例第16号）

この条例は、昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年条例第21号）

この条例は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年条例第18号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年条例第20号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年条例第20号）

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年条例第23号）

この条例は、昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年条例第15号）

この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（平成元年条例第30号）

この条例は、平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成５年条例第22号）

この条例は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年条例第16号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、平成７年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成７年条例第35号）

この条例は、平成７年７月12日から施行する。

附　則（平成８年条例第16号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第３号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第20号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第49号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第９条　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成12年条例第22号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成15年条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年条例第70号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、第３条の表及び別表の備考第６項の改正規定は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成26年条例第21号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年条例第９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成31年10月１日から施行する。

（富山県林道条例の一部改正に伴う経過措置）

６　この条例の施行の際現に第24条の規定による改正前の富山県林道条例の規定により占用の許可を受けている者の当該許可に係る占用の期間についての占用料の額は、同条の規定による改正後の富山県林道条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和４年条例第30号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和８年条例第６号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和８年７月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第18条及び第21条の規定並びに附則第３項の規定　令和８年４月１日

別表（第４条関係）

（平12条例22・全改、平17条例70・平26条例21・平31条例９・令４条例30・令８条例６・一部改正）

区分	使用料の額（1車両1回につき）	
	富山県林道有峰線	富山県林道真川線
大型車	6,600円	6,600円
小型車	2,700円	2,700円

自動二輪車等	600円	600円

備考

1　「１車両１回につき」とは、富山県林道有峰線の利用にあつては林道以外の道路から富山県林道有峰線に入り、林道以外の道路に出るまでの利用を、富山県林道真川線（備考第６項に掲げる区間を除く。）の利用にあつては当該富山県林道真川線の往復に係る利用をいう。

2　「大型車」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　普通自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第３条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）であつて、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号。以下「省令」という。）別表第２第１号の貨物の運送の用に供するもの

(2)　普通自動車であつて、省令別表第２第２号の人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの

(3)　普通自動車であつて、省令別表第２第６号の特種の用途に供するもの

(4)　大型特殊自動車（法第３条に規定する大型特殊自動車をいう。）

3　「小型車」とは、大型車及び自動二輪車等以外の自動車（法第２条第２項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

4　「自動二輪車等」とは、二輪の自動車及び原動機付自転車（法第２条第３項に規定する原動機付自転車をいう。）

5　回数券による林道の使用料の額は、この表に定める額により算定した額を超えない範囲内において規則で定める額とする。

6　富山県林道有峰線の使用料の額には、富山県林道真川線の真川線のうち新折立トンネル有峰側入口から薬師岳登山口に至るまでの間及び折立線の使用料の額を含むものとする。